

笠間市議会総務企画委員会記録

令和6年9月4日 午前9時54分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

委員	長谷川愛子君
----	--------

出席説明員

消防長	菌部恵一君
消防次長兼消防総務課長	谷口哲也君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
予防課長	菊地光穂君
予防課長補佐	猪野利美君
予防課主査	深澤弘樹君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	吉沼克典君
警防課長補佐	黒澤和雄君
市長公室長	堀江正勝君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課主査	橋本真理子君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	横手和昭君
市民課長	飯村美奈子君
市民課長補佐	松本光枝君

市民課 G 長	立原好雄君
市民課 G 長	大平慎吾君
政策企画部長	北野高史君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課 G 長	川俣真一君
企画政策課 G 長	片岡昌之君
企画政策課 G 長	小室正君
デジタル戦略課長	鈴木昭彦君
情報政策調整官	長谷川尚一君
デジタル戦略課 G 長	中澤信二君
総務部長	後藤弘樹君
総務課長	稲田和幸君
総務課長補佐	木村幸広君
総務課 G 長	関根聡美君
財政課長	本岡亜紀君
契約検査室長	小谷淳一君
財政課 G 長	橋本貴文君
資産経営課長	川又英生君
資産経営課長補佐	小貫彰君
資産経営課 G 長	瀧本新一君
資産経営課 G 長	横須賀忍君
税務課長	山崎由美子君
税務課長補佐	山口浩之君
税務課 G 長	平沢知之君
税務課 G 長	遠藤仁君
収税課長	打越英樹君
収税課長補佐	仲村貴夫君
収税課 G 長	飯田弘子君
収税課 G 長	内桶隆博君
収税課 G 長	瀬谷真由美君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	近藤智弘君
危機管理課 G 長	鈴木恵寿君
岩間支所地域課長	橋本祐一君

岩間支所地域課長補佐	石 井 敬 司 君
岩間支所地域課主査	田 辺 覚 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱炭素推進室長	藤 枝 諭 君
環 境 政 策 課 G 長	持 丸 博 之 君
資 源 循 環 課 長	成 田 崇 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
資 源 循 環 推 進 室 長	安 齋 岳 美 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君
資 源 循 環 課 G 長	川 末 洋 行 君
資 源 循 環 課 G 長	水 越 禎 成 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子

議 事 日 程

令和6年9月4日（水曜日）

午前9時54分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・ 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- ・ 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- ・ 陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について

(2) その他

午前9時54分開会

○安見委員長 それでは、皆様おはようございます。総務企画委員会の委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

定刻前でございますが、出席予定の方が全員おそろいでございますので、これより委員会を開催させていただきます。

○安見委員長 ただいまの出席委員は6名であります。

欠席委員は長谷川愛子君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案等の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、堀内次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は鶴田次長補佐にお願いいたします。

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは初めに、消防本部消防総務課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防次長兼消防総務課長の谷口でございます。議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について消防本部消防総務課所管分の歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

13ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目消防使用料、1節公有財産使用料1,000円でございますが、消防本部管理の消防団詰所のある市有地の一部を工事事務所として業者に貸し付けたことによる公有財産使用料でございます。

続いて、歳出でございます。

43ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、4節までは人事課所管、17節までは消防本部予防課及び警防課所管ですので、追って担当課から説明いたします。

44ページを御覧いただき、最上段、2目非常備消防費、18節負担金補助及び交付金18万8,000円の減額は、消防団員を対象とする県立消防学校での研修該当者が少なかったことや消防団分団長研修を実施しなかったことによる減額補正でございます。

続いて、下の段、3目消防施設費、10節需用費422万5,000円は、6月13、14日に発生した消防団詰所における資機材盗難事案に対し、窓への格子設置などの防犯対策を講ずるための修繕料でございます。

続いて、下の段、17節備品購入費386万1,000円の減額は、消防団消防ポンプ自動車の入札額確定による減額補正でございます。

下の段の18節負担金及び交付金は、消防本部警防課所管ですので、追って担当課から説明いたします。

以上で、消防本部消防総務課分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

川村副委員長。

○川村和夫委員 2目の18節の負担金補助及び交付金の中の消防団研修負担金が少なかったとあったのですが、人数的にはどのくらい少なかったのですか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防団研修なのですが、新任消防団研修、日曜講座というもので、消防団に入団された方を対象にするものを30名で予定しておりましたが、14名参加ということで減額しております。

また、指導員養成科研修、こちらは指導的立場にある分団の方が消防学校で研修するものなのですが、2名を計上しておりましたが、そちらが該当者なしということで、実施しておりません。

また、消防団長研修なのですが、こちら未実施のため減額となっております。

以上でございます。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 少なかったことに対しては、日常的な活動には支障はないということでよろしいでしょうか。

○安見委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防団活動に関しましては、対象者は研修をしておりますので、当初見込んでいた人数分、入団がなかったということでございますので、研修のほうは実施できております。消防力の低下はありません。

以上でございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

西山委員。

○西山 猛委員 委員長にお願いします。この趣旨がちょっと、予算からずれるので、休憩を取っていただければと思います。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○安見委員長 会議を再開いたします。

質問ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予防課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 予防課菊地でございます。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の予防課分について御説明いたします。

それでは、43ページをお開きください。

今回の補正は、消防法令における各種手続の電子化を進め、住民サービス及び業務効率の向上を目的で、令和7年4月からタブレットを利用して危険物施設や防火対象物の立入

検査を実施することにより、必要なデータをその場で閲覧でき、立入検査の結果通知書も即時発行できるようにするためのものです。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費のうち、上から4段目、10節需用費、消耗品費5万8,000円でございますが、これは、立入検査時にタブレットを外部に持ち出して使用するため、機器を保護するための画面保護フィルムとタブレットケース分でございます。

その1段下、11節役務費34万5,000円のうち、通信運搬費5万円でございますが、これは、令和7年4月から立入検査時にタブレットを使用するため、スムーズに運用できるよう習熟する期間の通信料でございます。

次に、一番下の段、17節備品購入費221万1,000円でございますが、これはタブレット10台分とインクジェットプリンター2台分の購入費分になります。タブレット10台分の内訳は、予防課分7台、各消防署1台ずつで3台、インクジェットプリンターは、予防課分の2台となります。

以上で、予防課分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課中村でございます。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、消防本部警防課分を御説明いたします。

歳出でございます。

43ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、下から3段目、11節役務費、無線局免許更新手数料29万5,000円でございます。これは、消防で使用している無線機の免許更新手数料が確定したことから補正するものでございます。

続きまして、その下の段、12節委託料、機器保守点検委託料169万4,000円でございます。これは、消防本部屋上に設置してある気象観測装置の法定点検の委託料でございますが、当初予算を要求する時期では、物価高騰が見込まれまして、委託料の変更がある可能性があったことから、今回の補正となりました。

次に、44ページを御覧ください。

3目消防施設費、18節負担金補助及び交付金、消火栓設置負担金143万円は、安居工業地域の道路工事区域の追加により、消防水利が必要であることから、水道課と協議した結果、消火栓1基を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課甘利です。よろしくお願いします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の秘書課所管分について御説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出について主なものを御説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分としましては、次の21ページになります。

初めに、7節報償費の11万円でございますが、協力者謝礼として、来年度の合併20周年に向け、記念ロゴマークの作成を笠間高校美術科に依頼するに当たって、その謝礼等を計上するものでございます。

次に、8節旅費132万1,000円のうち、秘書課所管分は普通旅費の73万7,000円で、ドイツ、ルール市の菊まつり25周年レセプションが、来月の10月後半に開催されるに当たりまして、今後の交流に係る協議などを含め、職員2名がルール市に訪問するための費用になります。

次に、12節委託料238万円についてでございますが、都市交流支援業務委託料として、まず先ほど説明した職員2名のドイツ、ルール市への訪問に当たり、現地での通訳、コーディネート等の業務を委託するための費用49万5,000円と市内のウェルネス高校吹奏楽部と本市と友好都市にある北海道遠軽町にございます道立遠軽高校吹奏楽部との交流支援のための費用として188万5,000円になります。

次に、18節負担金補助及び交付金の5万円でございますが、特別職研修負担金としまして、市長が参加する研究会の負担金となっております。

次に、2目文書広報費のうち11節委託料1,000円でございますが、市が所有するドローン1基の登録手数料となっております。

以上が秘書課所管分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、人事課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書の18ページを御覧ください。

初めに歳入でございます。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入725万7,000円の増のうち、人事課所管分は1行目の派遣職員負担金447万2,000円でございます。能登半島地震の被災地支援といたしまして、復旧復興事業等に従事するため、令和6年7月から令和7年3月まで派遣となる職員の人件費相当分を派遣先の能登町より負担金として受け入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

20ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬2,264万3,000円の増は、育児休業を取得している職員の代替職員など、会計年度任用職員の雇用人数の実情に合わせまして増額補正をするものでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

中段の13節使用料及び賃借料75万2,000円の増は、国への派遣職員3名に係る宿舍借上料につきまして、当初の見込額と職員が実際に借り上げた宿舍の借上料との差額分を増額補正するものでございます。

以上で、人事課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

河原井委員。

○河原井信之委員 18ページの派遣職員負担金ですけれども、派遣した職員は、どのような業務に何名、何日、行ったのでしょうか。

○安見委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 今回の中長期派遣につきましては、2名ということで、業務につきましては、復旧復興事業ということで、主に、建物の公費解体についての受付業務に従事しております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課の飯村です。よろしくお願ひいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為について御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

2段目になります。振り仮名通知作成業務委託363万円を債務負担行為で設定いたします。こちらは、戸籍への振り仮名法制化に伴い、対象者へ振り仮名の通知を送送するための印刷業務であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

一番下になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。1節総務管理費補助金24万8,000円は、令和7年2月に行います住基ネットワークシステム機器入替えによる2か月分の個人番号カード交付事務費補助金の増額でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

一番下になります。15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金54万1,000円は、外国人の住民登録に係る事務委託金の交付額決定に伴う増額でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節委託料153万3,000円の増額でございます。内訳としまして、POSレジの新紙幣対応のためのシステム改修といたしまして39万6,000円及び令和7年2月、住基ネットワークシステム機器入替えによる2か月分の機器保守料113万7,000円でございます。

続きまして、同じページ、一番下になります。

13節使用料及び賃借料116万2,000円の増額でございます。令和7年2月住基ネットワークシステム機器の入替えによる2か月分の機器使用料でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 歳入のところで、13ページ、15款1目1節に、個人番号カード交付事務費補助金が24万8,000円計上されておりますけれども、これは、歳出の場合には、どの項目に歳出が計上されているのか教えてください。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 13ページの歳入、個人番号カード交付事務費補助金は、歳出のどこの項目に対する補助金なのかということですね。これは、24ページを御覧いただけますでしょうか。24ページの住基ネットワークシステム機器委託料と機器使用料に対する補助金とな

ります。委託料113万7,000円、使用料が116万2,000円、合計229万9,000円に対しまして、個人番号カード交付事務費補助金24万8,000円の理由でございますけれども、こちら、今回入替えを行うコミュニケーションサーバー、それから、統合端末10台のうち、統合端末3台が、歳入の対象となっております。これは、マイナンバーカード交付の業務量増加に伴いまして、増設した3台分が補助対象となっているものでございます。その他の機器につきましては、地方交付税の経費として積算されております。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 日本共産党の石井 栄です。ただいま説明がございました個人番号カード交付事務費24万8,000円は、ただいまの説明によりますと、住基ネットワークシステム機器保守料、それから、機器使用料に充てられると、このように伺っております。

この住基ネットワークシステムにつきましては、個人のプライバシーの保全に懸念があるということで、全国的に裁判もありまして、それで判決なども出ておりまして、いろいろ問題があるというふうに認識しておりまして、この費用に充てられるということについては、反対の見解を持っておりますので、反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課です。よろしくお願いします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

歳入でございます。

一番下の段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,231万2,000円は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に係る交付金で、定額減税補足給付事業など、増減を含めて7事業への充当に係る補正でございます。

各事業の歳出の内容につきましては、それぞれ担当する課において説明いたしますので、御了承をお願いします。

続きまして、14ページをお開きください。

一番上の段でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（過年度分）2,149万円は、令和5年度の低所得者支援事業に係る交付金でございます。

次の地域経済循環創造事業交付金374万4,000円につきましては、国の制度を活用した事業者支援に係る交付金で、内容については、歳出において説明をさせていただきます。

続きまして、15ページをお開きください。

一番下の段、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、茨城県市町村事務処理特例交付金24万5,000円と、次の4節統計調査費委託金89万3,000円の減は、それぞれ県支出金の決定に伴うものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費1,314万2,000円のうち、企画政策課所管分としまして、12節デマンド交通システム運行管理委託料95万3,000円は、車両の燃料費高騰分を補正するものでございます。

次の行、システム改修業務委託料234万円は、同じくデマンドタクシーのオペレーターシステムの改修費及び車両10台への安全手すりの設置費用でございます。

次の行、生活向上ICT共同研究委託料165万円は、デジタル田園都市形成事業におきまして、国の交付金を活用した事業として導入準備を進めている自動草刈り機につきまして、東京大学との連携による搭載する自律制御システムの開発費としまして、事業費を追加するものです。

次の段の18節地域経済循環創造事業補助金748万9,000円は、歳入で御説明をしました国庫補助事業でございます。ローカル10,000プロジェクトという地域振興に資する民間投資を支援するため、金融機関の融資と協調して支援する総務省の事業でございます。地域資

源の活用、新規事業の立ち上げや金融機関からの融資といった諸条件を満たし、かつ審査を経た事業に対して、事業費の2分の1を上限に、国及び市が助成を行う事業となります。今回、金融機関から空き家のリノベーションによる地域活性化に資する事業の申出があったことから、予算化を図るものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。

2款総務費、5項統計調査費、2目基幹統計費89万2,000円の減は、歳入で御説明しました各統計調査事業の県支出金の決定に伴い、減をするものでございます。

以上が、企画政策課所管分となります。よろしく申し上げます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川村副委員長。

○川村和夫委員 22ページの地域経済循環創造事業補助で、空き家のリノベーションとありましたけれども、どんな業種の方が申請したのかと、行政として、この事業に期待する成果はどんなものか、お聞きしたいと思います。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 事業者につきましては、住宅の設計と施工を現在行っている事業者でございまして。この事業者が、友部地区におきまして、空き家をリノベーションして、そこでのカフェと家具の販売事業等を実施するというような事業で、申請、現在相談を受けているところでございます。

こういった事業、総務省の補助を活用して支援をしていくというところでございますが、既存ストックの活用、空き物件の活用等が図られるという部分と、地域資源の活用をしながらカフェを運営していくというところで、市にとっては有効な事業ということで、計画を国のほうに申請していくようなものでございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 22ページのデマンド交通システム運行委託金が95万3,000円増額ということになっておりますが、これは利用者が増えたのではないかなというふうに思うのですが、実際、内訳と申しますか、お願いします。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 こちらの増額、デマンド交通システムの増額につきましては、燃料費の高騰に伴いまして、その高騰分を補正するものでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 では、それに関連しまして、現在のデマンドタクシーの利用状況というのを概数で結構ですので、教えてください。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 年度の実績でいいますと、令和5年度につきましては、利用者数で4万7,334人という状況でございます。

コロナ後の令和3年度、令和4年度からの推移で行きますと、徐々に増えてきているという状況でございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○安見委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課の鈴木です。よろしくお願ひします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のデジタル戦略課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

歳入の補正はございませんので、歳出の御説明をいたします。

22ページをお開きください。

下から2段目の10目電算管理費の補正額229万9,000円の全てがデジタル戦略課所管分でございます。

17節備品購入費229万9,000円は、ウェブ会議やテレワークの利用増加に伴い、利用環境を強化するために、パソコン20台を購入する予定でございます。これにより、より柔軟な勤務環境を整え、さらなる働き方改革を後押しできるように補正するものでございます。

以上が、デジタル戦略課の補正内容でございます。説明を終わります。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時56分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、総務部総務課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 総務課の稲田です。よろしくお願ひいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の総務課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

歳出になります。

一番上段の2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費、12節委託料のうち、立木伐採委託料481万8,000円の増額は、地域交流センターもとど敷地内の桜やイチョウの木が古木となり、落ち枝や枝枯れが多く、危険木となっており、地域住民から伐採などの要望が寄せられていることから、伐採と剪定を行うものでございます。

説明は以上です。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 これは1か所の伐採の費用なのですか。

○安見委員長 総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 敷地内に約70本近く桜の木やイチョウが植わっているのですけれども、そのうち、伐採が、桜の木が15本、イチョウが1本、サワラ1本、合計17本の伐採と桜2本、イチョウ1本、合計3本の剪定の積算となっております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 これは通常入札で行ったのですか。

○安見委員長 総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 入札は、指名競争入札を予定しております。

○安見委員長 いいですか。

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長本図匝紀君。

○本図財政課長 財政課本図と申します。よろしくお願いたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。まず1の追加といたしまして、市道整備事業債に1億7,700万円、公共施設LED照明改修事業債に1,500万円の2件につきまして、今回歳出予算に計上する当該事業の財源とするためのものがございます。

次の9ページを御覧ください。

2の変更といたしまして、市道整備事業債をはじめ5件につきまして、今回歳出予算に計上する当該事業の補正などによりまして、起債限度額を補正するものがございます。

次に、歳入でございますが、12ページを御覧ください。

10款、1項、1目地方特例交付金307万6,000円の増額。次の13ページ、11款、1項、1目地方交付税のうち、普通交付税1億5,462万9,000円の減額は、それぞれ今年度交付額の確定によるものがございます。

次に、16ページを御覧ください。

18款、1項寄附金のうち、1目一般寄附金332万4,000円の増額は、笠間市の発展のためにお寄せいただきました一般寄附でございます。

次に、17ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5億7,588万5,000円の減額。その下の2目減債基金繰入金3億5,221万6,000円の減額は、固定資産税の増額補正や今年度の繰越金などの確定により一般財源が確保できる見込みとなったことなどから、当初予定しておりました財政調整基金や減債基金からの繰入金を減額するものがございます。

また、その下の6目元気かさま応援基金繰入金246万7,000円の増額は、前年度、令和5年度収入決算分を当該基金に積み立てておりましたので、その金額見合い分を今回補正して、本年度の対象事業の財源として基金を取り崩して使用するものであります。

次の18ページを御覧ください。

20款、1項、1目繰越金8億1,675万8,000円の増額は、令和5年度の決算によって今年度への繰越金が確定したことによるものがございます。

次の19ページを御覧ください。

22款市債でございますが、先ほど第3表、地方債補正で説明させていただいたものがございます。

続きまして、歳出でございます。

主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、48ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金3,813万9,000円の減額。2目利子305万9,000円の増額につきましては、本年度支払う元利償還金の額の確定見込みによるものであります。

次に、その下にあります12款諸支出金、1項公営企業費、3目下水道事業支出金2,809万1,000円は、地方公営企業繰出基準に基づき増額するものがございます。

次の49ページを御覧ください。

最後になります。13款、1項、1目予備費1,000万円の増額でございます。本年度予備費の使用につきまして、現時点で不足が生じる見込みを想定して、今後に備えておくべき予備費を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

次に、資産経営課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、資産経営課所管分につきまして、主なものを御説明いたします。

歳入でございます。

予算書の16ページを御覧ください。

中段でございます。17款財産収入、2項財産売払収入、1目、1節、不動産売払収入の補正額2,069万9,000円は、旧笠間保健センター跡地を本年4月に売却したことによる収入でございます。

次に、18ページを御覧ください。

下から4段目でございます。21款諸収入、4項、5目、2節雑入、建物災害共済金213万4,000円は、本年4月1日の落雷によりまして、旧笠間支所プレハブ庁舎及び地域交流センターいなだの電気設備や空調に被害が発生しまして、その復旧工事に対する災害共済金でございます。

次に、歳出でございます。

21ページを御覧ください。

下の段でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、7節報償費の講師謝礼、補正額14万7,000円及び下の段、需用費の食糧費2万5,000円は、公共施設に関する市民ワークショップの開催費用でございます。

11節役務費の通信運搬費10万2,000円は、教育棟庁舎2階に展示している絵画の移設運搬費でございます。

12節委託料348万1,000円のうち、立木伐採委託料181万5,000円は、旧笠間支所跡地の枯れている木や枝の伐採処分費でございます。

下の段、産業廃棄物処理委託料166万6,000円は、公共施設から回収した使用済み蛍光灯の処理費用でございます。

22ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料13万7,000円の減につきましては、今年度の組織改編によりまして、包括支援センターが本庁に移動したことによりまして、使用する複合機を変更したことによる減額でございます。

14節工事請負費348万5,000円は、庁舎における視覚障害者の安全性、利便性向上のため、本庁舎前の歩道から庁舎入り口までの点字ブロックの設置工事として239万8,000円、また、本庁舎の日照調整フィルム貼り工事としまして108万7,000円を計上するものでございます。

17節備品購入費85万7,000円は、オンライン会議が増えている中、専用スペースを確保する必要があるため、オンライン会議用ブースを購入するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川村副委員長。

○川村和夫委員 16ページの保健センターの売却なのですけれども、土地建物の面積はどこら辺だったのかとお答えできればいいのですけれども、売却先はどこのですか。

○安見委員長 資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 面積につきましては1,967平米でございます。

売却先につきましては、株式会社アドバンス土地建物でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今回の質問に関連することなのではけれども、売却先、アドバンス何とかという会社なのではけれども、それで、どういう目的でその土地を取得して開発する予定なのですかね。

○安見委員長 資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 住宅販売7区画を整備しまして、販売をするということで伺っております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、地域住民の福祉に使うということよりも、不動産の住宅販売に使うということですね。

○安見委員長 資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 笠間保健センターは、地域住民が、地域の福祉のために活用してほしいと強く望んで署名運動なんかたくさん集まった施設なのですよね。結局、それが、不動産の関係で住宅販売に使われるということは、市民の願いに反する施策でありまして、これには反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

次に、税務課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の税務課所管分について御説明いたします。

補正予算書の12ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款市税、1項市民税、1目個人分、1節現年課税分に、均等割が100万円、所得割が1億1,000万円の増でございます。主に給与所得者の所得金額の増により増額するものでございます。2項、1目固定資産税、1節現年課税分につきましては2億4,000万円の増でございます。木造家屋について、物価変動を反映する再建築費評点補正率が想定よりも高くなったことや償却資産の新規取得申告分が伸びたことによりまして、固定資産税現年課税分を増額するものでございます。

2款地方譲与税、3項、1目、1節森林環境譲与税につきましては223万2,000円の増で、法改正に伴う新基準を反映したものでございます。

10款地方特例交付金、3項、1目、1節定額減税減収補てん特例交付金につきましては1,026万9,000円の増で、本年度の額の確定によるものでございます。

補正予算書23ページの一番下を御覧ください。

歳出につきましては、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、12節委託料につきましては13万2,000円の増で、既存のPOSレジを新紙幣に対応させるための改修委託料でございます。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川村副委員長。

○川村和夫委員 12ページの市税と固定資産税の増額なのですが、市民税の1億1,000万円は、どのぐらいの人がそれで所得が上がったかと分かるでしょうか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 個人個人の上ったか上がらないかということについては、申し訳ないのですが、把握できておりません。今年は、定額減税というものがあまして、本来かかっている所得割が定額減税で減税されているということで、昨年と単純比較をしても全く数字が出ないという状況でございます。ただ、所得割ではなくて、均等割が100万

円増えていることから、約300人の納税義務者が増えているということもありますので、納税義務者も増えている、そして、所得割のほうも、給与所得が主でございました。給与所得による所得金額の増がほとんどでございましたが、増えてございます。

予算といたしましては、定額減税の影響により、当初前年比約3億円減を見込んでおりましたが、結果としては1億8,000万円の減であるということから、この純粋な税額増として、1億1,000万円程度を今回増額補正させていただいたものでございます。

○安見委員長 川村副委員長。

○川村和夫委員 分かりました。もう一つよろしいでしょうか。固定資産税の償却資産というのは、主に太陽光でしょうか。

○安見委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 川村委員のおっしゃるとおり、主に太陽光でございます。1か所でございます。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、収税課、議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 収税課の打越です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

初めに、茨城租税債権管理機構規約は、機構の名称や構成市町村とで共同処理する事務など、基本的事項を定めた機構の存立根拠となるもので、機構規約を変更する際には、地方自治法の規定により、全ての構成市町村において、議会の議決を経てする協議によって県知事の許可を受けなければならないとされております。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約の変更を行うもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧願います。

第3条、共同処理する事務の中で、第1号中、市町村が賦課徴収することとされている滞納事案について、地方税に係るの部分を国税を追加して、地方税及び国税に係るに改めるものでございます。

2ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 反対の立場で討論いたします。日本共産党の石井 栄です。

本来、税の徴収は市町村が行うべき業務と考えます。茨城租税債権管理機構は、差押えを前提にした強権的な管理機構の側面を持っております。ですので、それには反対しております。

これに関わりましては、国税として、森林環境税が、税収の未納者にも適用されるということになりますが、補足の発言ですけれども、税そのものが、大企業の責任を棚上げて国民にも負担を与える税金だということで、私は反対をいたしました。しかし、国から来ることになったわけですね。それを租税債権管理機構に回すというのは、市民の状況から見ても、容認はできませんので、反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決を行います。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 25 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

稲田駅前、福原駅前駐車場及び稲田駅前自転車駐車場については、駅の無人化に加え、近年利用者も減少したことから、効率的な管理運営を図るため、使用料を無料とする関係条例を改正するものでございます。

新旧対照表にて御説明します。

3 ページを御覧ください。

笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例は、笠間市営稲田駅前自転車駐車場の項を削り、次ページ、笠間市営無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例に定めるものでございます。

5 ページを御覧ください。

笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例は、ただし、稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場については無料にするを加えるなど、無料化に必要な項目を改正するものでございます。

また、これら条例につきましては、附則に公布の日から施行するものとしており、8月1日からの無料期間につきましては、減免規定により対応しております。

説明は以上でございます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 無料になれば、それは住民にとって負担減になりますけれども、その自転車駐輪場を使う人もいるわけですよね、少なくなったとはいえ。その管理、整備みたいなものは、どこがやることになるのですか、今度は。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 引き続き、危機管理課のほうで管理等を続けていきます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、駐輪場の清掃とか、そういう駐輪場の備品とかそういうものも、きちんと管理をして、老朽化したり危なくなったら、整備もするということでのいいのですか。

○安見委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 定期的に見回りまして、清掃等に努めてまいりたいと思います。

また、備品等についても、設備についても、併せて確認をして対応してまいります。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）、危機管理課所管分について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正、最上段になります、笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料は、本年度中に指定管理者の選考等を進めるため、期間を令和7年度限度額321万2,000円に設定するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入13ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、3節駐車場使用料88万3,000円の減額は、稲田及び福原駅前駐車場、稲田駅前駐輪場の8月以降の使用料無料化に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費、12節委託料に、歳入で説明しました無料化に伴い、自転車駐車場管理委託料199万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

次に、岩間支所地域課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 それでは、補正予算書の22ページを御覧いただきたいと思います。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目岩間支所費のうちの補正額68万2,000円の増額は、10節需用費に市民センターいわま庁舎裏側車庫兼事務所内の現在倉庫として使用している車庫内舗装面が沈下してしまい、雨水がたまるため、修繕料を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課大内でございます。よろしく願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、環境政策課所管分につきまして事項別明細書により説明いたします。

34ページを御覧願います。

歳出でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、補正額84万8,000円の主なものといたしまして、12節委託料63万7,000円でございます。イベント委託料としまして、笠間焼協同組合が主催します秋の陶器市、秋市が11月1日から4日までの4日間で開催されることに伴い、環境啓発ブースを環境政策課で出展させていただくことになったことによる委託料でございます。環境省の脱炭素先行地域の共同提案者となっている笠間焼協同組合が、笠間焼の販売促進のため、今回初めて環境と未来をテーマとして開催することから、環境政策課としまして、脱炭素先行地域のPRを併せて出展させていただくものでございます。出展内容としましては、プラスチックから石油を精製する油化装置を2日間借用し、職員などから集めたものや会場で回収するペットボトルの蓋を原料として精製する灯油を燃料としてポップコーンを作るなど、ブース内の電力を賄う取組をPRするものと有機物からガスを精製し、水素を作り出すメタネーション技術の紹介など、先行地域の取組などを紹介するためにかかる費用を計上させていただきました。

次に、17節備品購入費19万6,000円の主なものといたしまして、ペット用のマイクロチップ普及が進む中で、逸走や事故に遭ったペットが飼い主の元に帰れる対応としまして、ペットに埋め込まれたマイクロチップを読み取るマイクロチップリーダーが、獣医師会に寄附された1基のみの所有であることから、飼い主の早期発見に寄与するため、各支所などに設置するものとして、新たに3基購入する費用を計上させていただきました。

また、野良猫対策としまして、野良猫を捕獲器で捕獲し、不妊去勢手術をして地域に戻すTNR活動が各地域で実施されている中で、捕獲するための捕獲器の不足により対応を待っていただいている地域もあるため、地域課題の早期解決に向け、捕獲器を5基購入する費用を計上させていただきました。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分休憩

午前 11 時 38 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 資源循環課の成田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の資源循環課所管分の主なものについて、第2表、債務負担補正と事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、債務負担行為の補正でございます。

表の下から5段目でございます。可燃ごみ収集袋製造等業務委託、限度額4,490万円でございますが、本業務は、家庭から排出される可燃ごみを市民の皆様に入れていただく指定の可燃ごみ収集袋の製造、保管、在庫管理及び取扱い店等からの受注や配送に関する業務でございます。収集袋の製造には一定の期間が必要となりますことから、令和7年4月1日からの配送等業務の開始に向けまして、年内に契約事務を進めるなど準備いたしたく、今回、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、その下の段でございます。ごみ焼却施設運転管理業務委託、限度額5億232万6,000円についてでございますが、本業務は、環境センターの焼却施設におけるクレーン等、各種設備の操作や各種機器の集中監視及び保守点検、さらには、軽微な補修等に関する業務でございまして、令和7年度から令和11年度までの5年間を委託するものでございます。現契約が今年度末をもって満了となりますことから、令和7年4月1日からの業務開始に向けまして、同じく年内に契約事務を進め、準備いたしたく、今回債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

18ページをお開きください。

上から2段目でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、11目福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金、補正額5万3,000円の増は、福ちゃんの森公園運営管理に係る消耗品等の増額補正に伴うもので、福ちゃんの森公園管理運営基金から事業特定財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

ページ変わりをしまして、35ページをお開きください。

表の中ほどとなりますが、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、10節需用費の修繕料265万7,000円でございます。ゆかいふれあいセンターの施設維持に関わる修繕費用でございまして、温水等の配管、漏水の対応や排煙窓の腐食等の進行に伴う修繕など、早急に対応する必要が生じたことから、不足する修繕費用を計上させていただくものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節の委託料の収集コンテナ作製委託料119万9,000円でございます。転入者など市内で新たに居住を開始する世帯に配布します分別収集用のコンテナの作成に関わる経費でございまして、昨年度の配布量、今年度の途中経過におきまして、想定よりも配布量が多く、今年度末在庫に不足が生じますことから、追加作成に関わる費用について計上させていただくものでございます。

続きまして、14節工事請負費の施設整備工事費353万1,000円でございますが、本工事は、環境センター焼却施設の冷却棟に使用しております井水の揚水ポンプの機器の交換に関わるもので、経年劣化から揚水性能が低下したため、機器交換等による性能回復を図るものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金の地域振興事業負担金74万3,000円でございますが、諏訪クリーンパーク第2期最終処分場の設置及び管理運営に当たり、本年4月23日に、諏訪クリーンパーク環境保全協議会と市において締結いたしました基本協定に基づくもので、地域振興事業の推進に関わる費用でございます。地元協議会から要望のございました水田用の揚水ポンプ修繕に関わる費用について、負担させていただくべく計上させていただくものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の審査が終了しました。

執行部退席のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分休憩

午前 11 時 45 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情の審査に入ります。

付託された陳情 1 件について審査を行います。

陳情第 6－4 号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情の審査を行います。

配付資料を御一読ください。

読み上げますか。よろしいでしょうか。

事務局のほうでお願いいたします。

次長補佐鶴田貴子君。

○鶴田議会事務局次長補佐 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情。

団体が、日本国民救援会茨城県本部笠間支部からです。

陳情の趣旨は、①再審における検察手持証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の上訴の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改訂を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく陳情いたします。

陳情の理由。

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、これは冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。その後も、令和2年3月には、湖東記念病院人工呼吸器殺人事件も、再審無罪となるなど、有罪が確定して長期間服役していた冤罪被害者が、再審（裁判のやり直し）によって救われた事例が相次ぎました。さらに死刑判決を言い渡された袴田 巖さんが、2014年に47年ぶりに死刑囚監房から解放され、やっと再審開始が認められて、現在再審公判が開かれている現状は、マスコミでも多く報道され、その行方が、世界が注目しているところです。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から新規、明白な無罪証拠を提出すること

が求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務などはないとされ、無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、新証拠の多くが、実は当初から警察・検察が隠し持っていた事実には心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪事件は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（97歳）は、3回も再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、特別抗告が繰り返され、再審がいまだ実現されていません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白です。このように、再審における証拠開示の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

今、昨年亡くなった布川事件の桜井昌司さんなど多くの冤罪被害者が立ち上がり、日弁連をはじめ、再審法改正を求める市民運動が広がる中で、今年4月には自民党・麻生太郎副総裁、公明党・山口那津男代表、立憲民主党・泉健太代表、日本維新の会・馬場伸幸代表、国民民主党・玉木雄一郎代表らが呼びかけ人となって「冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が設立され、300人以上の議員が加入するなど、再審法改正の機運が高まってきています。また、地方議会でも茨城県内では、過半数をはじめ、全国で330以上の議会が本陳情と同趣旨の請願や陳情が採択されています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めます。

陳情事項。

- 1、再審における検察手持証拠の全面開示。
 - 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。
- 以上です。

○安見委員長 朗読が終わりました。

陳情の内容につきまして、御意見、質疑がありましたらお願いいたします。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 黒塗りの理由は何でしたっけ。

○安見委員長 事務局、答えられますか。

次長補佐鶴田貴子君。

○鶴田議会議務局次長補佐 この陳情書を御提出いただく際に、審議の際とか、公表する者に対する個人情報を団体名だけを公表してくださいという同意書が提出されました。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 同意書というのは何ですか。

○安見委員長 次長補佐鶴田貴子君。

○鶴田議会議務局次長補佐 同意書というか、個人情報を開示するか否かについて、個人情報を開示していいですよという同意書をいただくのですが、そのときに、御自身の個人情報は、団体名だけ開示し、それ以外は開示しないでいただきたいというものでした。

○安見委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 55 分休憩

午後零時 09 分再開

○安見委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

西山委員。

○西山 猛委員 本件につきましては、受付時に、要件が整っているということなのですが、個人情報保護法に基づく陳情者の意向の中で、住所と連絡先、個人名もあるのでしょうかけれども、代表者名もあるのでしょうかけれども、それを隠して、秘匿して審議を続けるというのは、ちょっと無理があるので、本日につきましては、当委員会で結論を出さず、継続審査にして、会期中ですから、早急に陳情者にお知らせをして、その旨の了承をいただいて、時間等を調整して、委員長、大変でしょうけれども、もう1回、招集いただいて、改めて審議をするということが正しいのかなと思います。

皆さんの御意見あれば、よろしくをお願いします。

○安見委員長 ただいま西山委員より、本陳情に対する取扱いについての意見等が出されました。それについて皆様いかがでしょうか。

石井委員。

○石井 栄委員 それについて、委員会の中では、審査するに当たって、名前や連絡先が必要だということで、審査した後の公表については、それはどういうふうなつながりになるという御発言なのでしょうか。

○安見委員長 それは、西山委員、確認いいですか。

西山委員。

○西山 猛委員 その点も含めて、委員会の中できちっとした方向性をつけて、公表すべきだと思います。公表というのは、この秘匿のまま公表するとか、開示するとかいろいろな問題があるでしょうけれども、それを本人の意向も含めて、酌み取って、この中で結論を出すべきだと思います。

○安見委員長 そのほか、意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようであれば、本件の陳情につきましては、現時点で付託されている陳情書ですと、陳情、団体の住所及び代表者等の氏名が不詳のままでございます。こちらについては、持参いただいた方の意向とのことですが、この部分を明らかにした上で、きちんとその上で委員会として審査を行い、結論を出していく。そのためには、本日の採決等は見送りまして、一旦継続とさせていただきます。提出者の意向の確認を取った後、再度、委員会を開かせていただきまして、審査を皆様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 では、次回の会議等につきましては、事務局による持参者への確認、それと会期日程との兼ね合いを私委員長に一任いただきまして、調整をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 では、そのように取扱いをさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、本件陳情につきましては、一旦、継続としていただきまして、次回以降、審査を頂戴いたします。

では、以上で、総務企画委員会付託になりました議案等の審査は終了いたしました。陳情につきましては、再度機会を設けまして、審査をいただきたいと思います。

ただいま、その以前に御審議いただきました審議の結果につきましては、今期定例会最終日に報告することになります。

報告書の作成につきましては、私と副委員長にその分については一任させていただきたいと思いますが、これについて御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 その上で、陳情についての結論が会期中に出た場合は、それも含めて、もちろん、報告をさせていただきますので、御承知おきいただきたいと思います。

○安見委員長 そのほかで何かありましたらお願いをいたします。
暫時休憩いたします。

午後零時 15 分休憩

午後零時 19 分再開

○安見委員長 では、休憩を解きまして会議を再開いたします。
何かほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようであれば、以上をもちまして、本日の総務企画委員会を閉会いたします。

次回以降の開催につきましては、追って委員の皆様に連絡をさせていただきます。
長時間お疲れさまでした。

午後零時 19 分閉会